

令和5年度公共事業再評価における二次政策評価の実施方針

1 趣旨

道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、令和4年度公共事業再評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。

2 評価の対象

評価の対象は、各部局が令和5年度公共事業再評価における一次政策評価を実施した施工地区とする。

3 評価の方法

(1) 評価の視点

令和5年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針（以下「一次評価実施方針」という。）の「5 評価の視点」の他、二次政策評価等検討チームで定める事項。

(2) 評価方法の決定

一次評価実施方針の「7 評価の実施方法」の公共事業再評価一覧表及び「8 報告事項」の事業費10億円以上増額地区一覧表を基に、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の助言を得て、次の区分により評価対象地区の評価方法を決定する。

ア 個別評価

原則として一次評価実施方針3(5)に該当する地区を対象とし、一次評価実施方針の「7 評価の実施方法」の公共事業再評価総括表及び公共事業再評価調書により評価

イ 一覧表評価

原則として上記ア以外に該当する地区を対象とし、公共事業再評価総括表により評価

(3) 実施方法

ア 個別評価地区

公共事業再評価総括表及び公共事業再評価調書を基に、上記(1)の評価の視点により、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。

イ 一覧表評価地区

公共事業再評価総括表を基に、一次政策評価結果を踏まえ、二次政策評価等検討チームによる点検・検証を行う。

ウ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。

4 意見反映

知事は、二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、専門委員会から意見を聴取するものとする。

5 二次政策評価結果の決定

知事は、各部局が作成した様式3等により評価調書（別紙様式）を作成し、専門委員会の意見を踏まえ、必要に応じて意見を付して各部局へ通知する。

6 二次政策評価結果の反映

二次政策評価の対処方針が「継続」の場合には、各部局は二次政策評価の結果を踏まえ、事業の継続に当たり必要に応じて見直しを行うものとする。また、二次政策評価の対処方針が「継続」以外の場合には事業を中止するなど、予算要望を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。

7 その他

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。